

教科書検定に関する根拠規定等について

学校教育法

- 文部科学大臣の検定した教科用図書等の使用義務について規定（第34条第1項）
- 検定の申請に係る教科用図書に関し 調査審議させるための審議会等について政令で定めることを規定（第34条第3項）
- この法律施行のために 必要な事項については文部科学大臣が定めることを規定（第142条）

学校教育法施行令

- 法に規定する審議会は「教科用図書検定調査審議会」と規定（第41条）

文部科学省組織令

- 文部科学省に「教科用図書検定調査審議会」を置くことを規定し、同審議会は学校教育法の規定に基づきその権限に属する事項を処理することを規定（第85条、第87条第1項）
- その他必要な事項については 教科用図書検定調査審議会令で定めることを規定（第87条第2項）

教科用図書検定調査審議会令

- 審議会の組織等について規定

教科用図書検定規則（省令）

- 教科書検定に係る手続きについて規定
- 検定の基準は文部科学大臣が別に公示する教科用図書検定基準によることを規定（第3条）

教科用図書検定基準（告示）

- 教科書検定を行う際の審査の基準について規定

<審査の観点>

- ① 学習指導要領への準拠性
- ② 児童生徒の発達段階への適応性
- ③ 教材の客観性・公正性・中立性
- ④ 内容の正確性